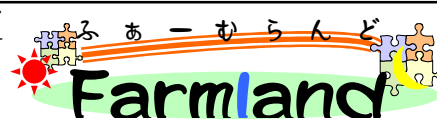




鳥取県農地・水・環境保全協議会

会報



第57号

令和3年1月

活動組織訪問相談会（報告＆お知らせ）

～ 39の活動組織を訪問しました！ 支援員が行く（Ver.1）～

協議会事務局では、昨年11月から支援員による活動組織訪問相談会を実施しています。

この相談会は、交付金の要綱改正の説明や農政局の抽出検査での指導・指摘事項の周知をはじめ、加算措置の対象となる多面的機能の増進を図る活動の紹介、更に優良取り組みを実践されている組織の掘り起こしなどを目的に活動組織へ訪問させていただくものです。

昨年11月から12月末にかけて、前年度からの持越金の多かった組織と本年度の新規活動組織、合計39組織（3市：鳥取・倉吉・米子、7町：岩美・八頭・湯梨浜・琴浦・大山・江府・日南）を訪問させていただき、活動状況や交付金の計画的な活用についてお話を伺いました。

各組織からいただいたご意見の一部を紹介します。

- ・長寿命化では、冬季の降雪により工期の確保が厳しい年があった。
また、少額工事の場合、請負ってくれる業者の確保が難しい。
- ・高齢化、後継者不足、多面の活動が厳しい集落が出てきた。
- ・農地周辺の保全活動により景観が良くなり、ありがたい。
- ・遊休農地の発生を防ぐことができている。

組織のなかには、「そんなこともできるだかぁ」と制度内容について充分承知されていないところもありました。活動において不明な点があれば協議会事務局へどしどしお尋ねください。

これからも、引き続きお伺いしますのでご協力を願います。



訪問相談会の様子（日南町）

～ 本年度、活動期間が満了する組織のみなさんへ

支援員が伺います ～

県内では、本年度、多面的機能支払交付金の計画期間が満了する活動組織が66組織あります。

該当の活動組織のみなさんは、来年以降の活動をどうするか、再認定についてご検討されているところだと思いますが、なかには高齢化により農地維持活動の継続や役員の確保が難しいなど、様々な課題を抱えておられる組織もあると思います。

そのような活動組織へ支援員が伺い、活動継続されている県内組織の事例紹介や、地域の課題や問題解決にむけて、相談をお受けします。

- 期間 令和3年2月上旬～
- 場所 地元公民館等（活動組織の指定される場所）
- 申込先 各市町担当課または協議会事務局（裏面記載）
- 日時 相談会の日時、時間設定については活動組織と調整し決定します。（原則平日）

申込み〆切終了

令和2年度多面的機能支払研修会

○日時 令和3年1月27日（水）
午後1時30分～午後4時

○会場 ハワイアロハホール

○研修内容

- ・多面的機能支払の制度改正等について
- ・多面的機能支払交付金に係る情報提供
- ・ラジコン草刈機の活用について
- ・県内優良事例発表（3組織）



マスク着用で
ご来場ください

活動組織からのQ&A

●テーマ1：多面的機能支払におけるコロナウィルス感染対策

Q. 総会を開催するにあたって、マスク・アルコール消毒薬など新型コロナウィルス感染防止のための物品の購入を予定しています。これらの物品を総会の費用としてみてよいか？

A. 総会に限らず、多面に係る活動で複数人が集まるイベントのために、マスク・アルコール消毒薬などの**新型コロナウィルス対策関連物品**を必要としているなら、**交付金を使って購入することができます。**



●テーマ2：農地維持・資源向上(共同)の持越金の長寿命化への流用について

Q. 長寿命化の活動を春先に実施したいと考えていますが、長寿命化の持越金だけでは足りないので、農地維持・共同の持越金を流用してもよいでしょうか？

A. 長寿命化の活動を春先に実施するにあたり、**農地維持・共同の持越金の一部**を単純に**長寿命化の活動へ流用して使用することはできません。**

(参考1)持越金について

・持越金は翌年度以降の使用予定に基づく金額を持越することができます。(総会で承認しておくこと。)

※持越額については、**市町村が責任を持って用途の見込みを確認し、精査した結果、使用予定がないと判断されたものは返還する必要があります。**

(参考2)農地維持・共同から長寿命化への流用について

・農地維持・共同の交付金を単純に資源向上活動(長寿命化)に流用することや流用戻しをすることはできません。ただし、農地維持活動や資源向上活動(共同)に関する活動計画書に定められた活動の実施を前提(年度内に計画に位置づけられた活動を全て実施)として、その残額を資源向上活動(長寿命化)に流用することは可能です。

※活動組織においては、**交付金の交付時期、農地維持・共同の活動や長寿命化に係る工事期間等を十分考慮して計画的に活動に取り組んでください。**

(長寿命化の取り組み事例)



農道のコンクリート舗装



アスファルトの亀裂補修



水路の擁壁補修

多面に関するご質問・お尋ね等は各市町村担当者又は下記までお願いします。

| | 問 合 先 | 電話番号 |
|-----|--------------------|--------------|
| 東 部 | 鳥取県農地・水保全課 | 0857-26-7334 |
| | 鳥取県東部農林事務所地域整備課 | 0857-20-3570 |
| | 水土里ネットとっとり(協議会事務局) | 0857-38-9500 |
| 中 部 | 鳥取県中部総合事務所農林局地域整備課 | 0858-23-3171 |
| | 水土里ネットとっとり倉吉事務所 | 0858-47-0055 |
| 西 部 | 鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課 | 0859-31-9665 |
| | 水土里ネットとっとり米子事務所 | 0859-32-9710 |



高めよう
地域協働の力!